

人事院公示第18号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成21年人事院公示第8号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和3年12月24日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一・一の二 (略)	一・一の二 (略)
二 人事院規則8—12に規定する次に掲げる事項	二 人事院規則8—12に規定する次に掲げる事項
(1)～(14) (略)	(1)～(14) (略)
(15) <u>第25条第1号イ及びロ</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職及び要件について定めること。	(15) <u>第25条第1号イ</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職及び要件について定めること。
(16)～(18) (略)	(16)～(18) (略)
(19) <u>第25条第3号イ及びロ</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている <u>要件</u> に	(19) <u>第25条第3号イ</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている <u>場合</u> について

ついて定めること。 (20)～(32) (略) (削る)	定めること。 (20)～(32) (略) <u>(33) 附則第3条の規定に基づ</u> <u>き、人事院が定めることとさ</u> <u>れている事項について定める</u> <u>こと。</u>
二の二・三 (略)	二の二・三 (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和4年10月1日から効力を発生する。